

中 防 消 第 3 号
平成 29 年 5 月 31 日

関係都道府県防災会議会長 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)

安 倍 晋 三

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであるが、例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生している。特に昨年は、統計開始以降 2 番目に多い数の台風が日本に上陸したこと等により、全国各地で災害が発生したところである。

については、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図らねばならない。

その際には、近年の集中豪雨の頻発及び竜巻等突風の相次ぐ発生並びに被害状況の多様化や、風水害の危険性に加え早期避難の重要性及び災害時にとるべき避難行動について周知徹底を図らねばならない。また、極めて突発的に災害が発生する場合もあることから、避難勧告等が発令されていない状況であっても、住民自身が危険であると判断した際には、躊躇せず避難するよう周知徹底を図らねばならない。さらに、早期避難のための避難態勢の構築の徹底等、住民が適時的確な避難行動を判断できるようにきめ細かな取組の充実を図らねばならない。

水害、土砂災害から人的被害や孤立者を減らすためには、適時的確な避難勧告等の発令・伝達が重要であることから、「避難勧告等に関するガイドライン」に記載されているとおり、市町村は空振りをおそれずに躊躇なく避難勧告等が発令することを基本とし、発令する際には、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように繰り返し伝達することを徹底されたい。

特に平成 28 年台風第 10 号による水害では、要配慮者利用施設が被災し、深刻な人的被害が発生した。要配慮者利用施設は、施設毎の規定（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）等）により、災害に関する計画（以下「災害計画」という。）を作成することとなっていることから、自然災害からの避難を含む計画とすることを徹底するとともに、地方公共団体がその具体的な内容について確認することを徹底されたい。また、「避難準備情報」の名称について、要配慮者が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、「避難準備・高齢者等避難開始」に変更したので改めて周知徹底を図らねばならない。

貴殿におかれても、市町村に対しその趣旨を徹底し、市町村が行う避難勧告等の発令に関する各種取組への積極的な協力及び市町村防災会議に対する周知方を改めて依頼する。

記

1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

①危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、崖崩れ、土石流等災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、土地利用状況、災害履歴及び最近の降雨状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検する等、適切な措置を講ずること。

②河川管理施設を始めとする施設管理等の強化

施設管理者等は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をする等、管理の強化を図ること。また、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等を行うこと。

③災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底

住民等が災害から身を守るための安全確保行動に資するため、浸水想定区域（洪水、内水、雨水、高潮、津波）や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所を始めとする災害発生のおそれのある箇所や避難路、指定緊急避難場所等の情報について、ハザードマップの活用等を通じ、住民等への周知徹底を図ること。なお、激しい雨が継続する等して、指定緊急避難場所まで移動することが、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内上階の山からできるだけ離れた部屋等へ避難する等して安全を確保する必要性についても併せて周知を図ること。特に、地震の被害を受けた地域においては、降雨による土砂災害が発生しやすい状況にあることから、十分に注意すること。

④防災気象情報の収集及び早い段階からの危機意識の醸成及び確実な防災情報伝達の徹底

降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報や警報に切り替える可能性の高い注意報、警報級の可能性、指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、流域雨量指数の予測値、大雨・洪水警報の危険度分布、竜巻注意情報、台風情報等の防災気象情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の醸成及び共有を図ること。また、ホームページ、SNS等のインターネット（以下「インターネット」という。）等により提供された情報については、必要に応じ適切に災害対応に活用すること。特に、住民等に対し避難勧告等を発令する市町村に対しては、きめ細かな情報の伝達に努めること。また、住民等の安全確保のため、市町村は、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や、広報車・インターネット・コミュニティFM・Lアラート等を活用した多様な伝達手段を整備・点検し、組み合わせて活用するなど住民等に対し早い段階からの確実な防災情報の提供を進めること。さらに、PUSH型手段によるエリアを限定した避難勧告等の伝

達については、特に人口や面積の規模が大きい市町村において、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合、住民の混乱や市町村における応急対応の遅れ等のリスクを低減する観点から有効であると考えられるため、地域の実情に応じて、その有効性や運用上の課題等を考慮した上で検討すること。

⑤関係機関から市町村に対する助言

市町村から助言を求められた際には、所掌事務に関し、適切に必要な助言を行うことができるよう、事前の準備を十分しておくこと。また、市町村に対しては、必要に応じ都道府県等に助言を求めるよう周知すること。

⑥地下空間の浸水対策等の強化

地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。

⑦水辺等利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発

大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促す等、適切に対応すること。増水時や台風の際、農業用水路、排水路、岸壁等から落ちる危険性等もあることから、これらに近付かない等の注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。

⑧災害対策本部における機能の維持

災害対策本部は、本部長である市町村長が適時適切な判断を下せるよう、的確な情報の収集・整理を行うなど、膨大な業務に対処する必要があることから、防災担当部局の職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制を予め構築しておくこと。また、一定の業務を継続的に行えるよう業務継続計画を確認し、必要に応じて修正する等の対策をとること。

⑨非常用電源の確保

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、非常用電源を設置し、浸水等への対策や十分な燃料の確保を行うとともに、定期的な保守・点検等の実施や停電時に確実に作動するよう確認、訓練等の対策を講ずること。

2. 市町村は、関係機関の支援を受けながら、自然条件や地形、住民の居住状況等といった、それぞれの地域の持つ特性を考慮した、的確な避難勧告等の発令基準や発令区域を設定し、事前に発令区域や発令のタイミング等を住民に周知すること。特に、土砂災害は、突発的に発生し、発生場所や発生時刻の詳細を予測することが困難で命を脅かすことが多い災害であることから、「避難勧告等に関するガイドライン」等が示す通り、土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に直ちに避難勧告を発令することを基本とすること。また、想定される災害の種別毎に指定緊急避難場所を速やかに指定するとともに、必要に応じて近隣市町村等に避難場所を指定するなど、十分な避難場所の確保に努めること。さらに、指定緊急避難場所と指定避難所の違いについて住民等へ適切に周知すること。

このほかに、貴殿や関係機関及び市町村が指定緊急避難場所の表示等を新設・更新

する際は、当該避難場所が対応している災害種別が一目でわかるよう、昨年3月に日本工業規格に定められた「災害種別図記号（JIS Z8210）」及び「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」に基づく表示に努めること。

3. 避難勧告等に係る本庁と行政区・支所との間における責任区分や発令権者を明確化すること。また、時機を逸することなく適切に避難勧告等を発令・伝達ができるよう、夜間休日も含めた宿日直体制や職員緊急参集体制の構築により、万全の体制を確保すること。避難勧告等の発令については、避難住民の受入に備え、避難準備・高齢者等避難開始の段階から指定緊急避難場所等を開設することが求められるが、局地的かつ短時間の豪雨の場合等、避難のためのリードタイムがなく危険が切迫している状況にあっては、指定緊急避難場所等開設前であっても躊躇なく避難勧告等を発令すること。
4. 市町村は、視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずるとともに、避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供、福祉避難所の指定等を推進すること。さらに、避難が夜間に及ぶおそれのある場合には、日没前に避難が完了できるよう避難準備・高齢者等避難開始を発令する等、着実な情報伝達及び早い段階での避難の促進に努めること。
5. 要配慮者の避難を考慮し、地方公共団体への防災情報の提供を早期に行うとともに、要配慮者利用施設管理者等へ災害計画（自然災害からの避難を含む）の作成や避難訓練の実施を徹底すること。また、地方公共団体がその具体的な内容の避難訓練の実施状況について確認するとともに、施設へ避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう、情報伝達体制を定めておくこと。
6. 被災した市町村は、国・都道府県・市町村・救助機関・医療機関・ボランティア等、様々な主体から多数の応援の申出がなされると同時に応援を要請するようになる。それらの応援を円滑に受け入れ、かつ、効果的に活用するため、市町村は地域防災計画等に受援計画を重要業務として位置付け、可能な限り、受援調整を専門に行う部署を設置する等して、受入れ体制の確保に努めること。なお、上記事項は都道府県についても同様に留意するとともに、被災市町村を包括する都道府県は、受援調整等について積極的な支援に努めること。
7. 災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること。
8. 災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに受援体制の整備に努めること。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避等の安全確保対策を十分に講じること。
9. 市町村は、上記1～8の留意事項を含め必要な取組を確認・実行できるよう「防災・危機管理セルフチェック項目」等を活用し、災害対応の在り方について職員の理解を

深めるとともに、自己点検を通じて災害対応能力の向上を図ること。

以上